

6 ひとり親家庭のために

ひとり親で育児されている方のための制度を紹介します。各制度によって、対象となる方が異なる場合がありますので、詳細については各担当窓口にお問い合わせください。

●ひとり親家庭等の生活相談（離婚前相談等も対象）

母子父子自立支援員などが、みなさんが抱えているいろいろな悩み事の相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。個人の秘密は守られますので、安心して相談してください。

- ◆対象者 ひとり親家庭、寡婦、未婚、離婚を考えている人
- ◆手続き ひとりで悩まずに保健福祉事務所へお電話ください。
- ◆料金 無料

【問い合わせ先】

諏訪保健福祉事務所
福祉課 福祉係
母子・父子自立支援員
TEL 57-2911

●母子父子寡婦福祉資金の貸付

修学・就学支度・修業・就職の支度・技能習得・生活・住宅・転宅・事業開始などの資金を無利子または低利で貸付する制度です。

- ◆対象者 ①20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父またはその児童
②父母のない児童
③寡婦またはその被扶養者等
- ◆手続き 保健福祉事務所で申請をしてください。貸付までには時間を要しますので、余裕を持って申請してください。
- ◆注意事項 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件があります。

【問い合わせ先】

諏訪保健福祉事務所
福祉課 福祉係
母子・父子自立支援員
TEL 57-2911

●児童扶養手当

- ◆対象者 母子・父子家庭等の18歳到達の年度末（障がい児は20歳未満）までの児童
- ◆受給者 ①児童を監護する母
②児童を監護し、かつ生計を同じくする父
③父母にかわってその児童と同居する養育者
「監護」とは、児童の衣食住の面倒をみること。
「生計を同じくする」とは、同居、家計が同一などの状態にあること。
「養育者」とは、母・父を除き児童の面倒をみる一切の者。
- ◆支給額 令和6年4月～

【問い合わせ先】

下諏訪町教育委員会
教育こども課
こども家庭相談係
TEL 27-1111
内線 719

児童		支給月額
児童1人	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
児童2人目加算	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円
児童3人目以降加算 (1人増すごとに)	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円～3,230円

- ◆手続き 申請が必要です。ただし、条件・所得制限があります。
- ◆必要書類 請求者と児童の戸籍謄本、マイナンバーなどが必要になりますが、必要書類は要件により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

●ひとり親世帯等児童激励金

- 母子・父子家庭等の児童が健全に育成されるよう支給されます。
- ◆対象者 毎年4月1日前、3か月以上引き続き町内に居住し、住民票のある母子・父子家庭等の18歳未満の児童
 - ◆支給額 児童1人につき7,000円
小学校入学の対象者には10,000円の加算支給
中学校入学の対象者には20,000円の加算支給
 - ◆手続き 毎年3月下旬から4月上旬頃に対象者宅へ申請書を郵送します。激励金を希望する方は申請書に必要事項を記入の上、期日までに教育こども課 子ども家庭相談係へ提出してください。
 - ◆支給方法 支給決定後、原則として児童手当の口座へ振込みます。

【問い合わせ先】
下諏訪町教育委員会
教育こども課
こども家庭相談係
TEL 27-1111
内線 719

●母子・父子家庭等の医療給付

「下諏訪町福祉医療費給付金」制度により、下諏訪町が医療費の保険診療自己負担額の一部を助成します。対象者には申請により「福祉医療費受給者証」が交付されます。

- ◆対象者 18歳未満（高校卒業まで）の児童を扶養している親とその児童及び父母のいない児童
- ◆手続き 住民環境課 国保年金係で申請手続きをしてください。
- ◆持ち物 加入している保険が確認できるもの（健康保険証、マイナンバーカードなど）、預金通帳

【問い合わせ先】
住民環境課
国保年金係
TEL 27-1111
内線 138

●交通遺児・災害遺児見舞金

交通又は、災害の事故による遺児等に対し、見舞金を支給します。

種類	支給対象者	支給額
見舞金	県内に住所を有し、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により、父又は母が死亡し、又は国民年金法による障がい程度1級（身体）に相当する障がいとなった者	遺児等 1人につき 150,000円

交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する車両及びその他の交通機関（鉄道、航空機、船舶等）の運行による事故。

災害事故 風水害等天災による事故、火災による事故、就業による業務上の事故及び人命救助等のため協力救助した者の当該協力援助に伴う事故。

- ◆手続き 社会福祉協議会に申請をしてください。
- ◆支給主体 長野県社会福祉協議会

【問い合わせ先】
下諏訪町社会福祉協議会
TEL 27-7396



●年金制度

国民年金、厚生年金の被保険者、または年金受給者が死亡した際、死亡した者によって生計を維持されていた家族が遺族年金を請求できる場合があります。

詳細については、岡谷年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
岡谷市中央 1-8-7
岡谷年金事務所
TEL 23-3661

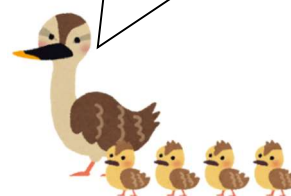
●自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な職業能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講し修了した方に対し、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

- ◆対象者 ①児童扶養手当支給水準の母子世帯の母又は父子世帯の父
②給付を受けようとする者の就業経験等から、受講する教育訓練が就業のために有効であると認められる方
- ◆対象講座 雇用保険法による教育訓練給付制度の指定講座等（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ◆手続き 制度利用前に事前認定が必要なため、保健福祉事務所へご相談ください。
- ◆給付額 対象講座の受講料（入学料、授業料等の総額）の6割
※上限：200,000円
6割相当額が12,000円を超えない場合は支給されません。
※受給資格者の区分に応じ支給額が変わります。

【問い合わせ先】
諏訪保健福祉事務所
福祉課 福祉係
TEL 57-2911

年度途中で対象者や支給内容についての一部改正が予定されています。



●高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関での修業期間中に「高等職業訓練促進給付金」を、修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

- ◆対象者 ①児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある方
②就業又は育児と修業の両立が困難な方
③養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ◆対象講座 看護師、保育士、介護福祉士、調理師等
- ◆手続き 制度利用前に事前認定が必要なため、保健福祉事務所へご相談ください。
- ◆給付額

【問い合わせ先】
諏訪保健福祉事務所
福祉課 福祉係
TEL 57-2911

内容	給付額
高等職業訓練促進給付金	修業期間中の一定期間 月額 100,000円 (住民税課税世帯は月額 70,500円) ※最終年(12月)は月額 40,000円増額して支給
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円 (住民税課税世帯は 25,000円)

●ひとり親家庭就業支援講習会

長野県では、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業に必要な技能や資格を取得するための講座等を開催しています。
(パソコン講習等)

- ◆対象者 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦であって、就業に意欲があり、希望コースの全日程を受講できる方
(児童と一緒に受講希望の場合、要相談)
- ◆開催日時 おおむね 10月～3月 毎週土曜日ほか
午前9時～午後4時(1日6時間程度)
- ◆受講料 無料
※ テキスト代は自己負担(受講コースによって異なりますが、2,000円～5,000円程度です。)
- ◆託児 なし(ただし保育所等での有料の一時預かりを利用した場合、料金の一部を補助します。)

【問い合わせ先】
諏訪保健福祉事務所
福祉課 福祉係
TEL 57-2911

●優遇制度

(1) JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当又は生活保護を受けている世帯の方にはJRの通勤定期乗車券について特別割引(3割引)があります。定期券を割引で購入するためには、市町村が交付する証明書が必要です。なお、通学には適用されません。

詳しくは、各駅の窓口へおたずねください。

(2) 税の減免措置

母子家庭の母・父子家庭の父や寡婦が一定の条件を満たす場合、一般の基礎控除、扶養控除などの他にひとり親控除や寡婦控除の適用が受けられます。詳しくは、税務署または下諏訪町税務課の窓口へおたずねください。

(3) その他

福祉定期預貯金制度、マル優制度等があります。詳しくは、金融機関へご相談ください。

【問い合わせ先】
各制度の窓口

●ひとり親家庭応援事業

住民の皆様からご賛同いただく「社協会費」を活用した、社協の独自事業です。

(1) 子育て支援交流事業

町内在住のひとり親家庭等の経済的及び精神的負担の軽減を目的に、夏休み・冬休みなど(3か月に1回程度)に、親子の交流会を行っています。

(2) ひとり親家庭等激励事業

小学校の入学時及び、中学校の卒業時に合わせ、記念品等を贈呈します。

- ◆対象者 町内在住のひとり親家庭等

【問い合わせ先】
下諏訪町社会福祉協議会
TEL 27-7396